

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2025年6月30日
【公表日】	メディエア株式会社
【発行者の名称】	(Mediair corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二木 信行
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー25階
【電話番号】	03-6450-1525 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部責任者 若杉 直希
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	http://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	メディエア株式会社 https://www.mediair.net/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自2023年10月1日 至2024年3月31日	自2024年10月1日 至2025年3月31日	自2022年10月1日 至2023年9月30日	自2023年10月1日 至2024年9月30日
売上高 (千円)	243,117	235,178	491,203	468,213
経常利益 (千円)	23,683	3,062	48,763	20,819
中間（当期）純利益 (千円)	15,983	1,495	35,186	15,414
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数 (株)	35,000	700,000	35,000	700,000
純資産額 (千円)	217,451	213,337	206,507	216,882
総資産額 (千円)	689,955	624,184	699,110	639,002
1株当たり純資産額 (円)	310.65	304.77	295.01	309.83
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	144.00 (—)	7.20 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	22.83	2.14	50.27	22.02
潜在株式調整後1株 当たり中間（当期） 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.5	34.2	29.5	33.9
自己資本利益率 (%)	7.5	0.7	18.5	7.3
株価収益率 (倍)	—	632.1	—	61.3
配当性向 (%)	—	—	14.3	32.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,477	△10,560	207,325	△144,537
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	100	△13,383	△12,357	408
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,040	△15,036	△141,701	88,296
現金及び現金同等物 の中間期末（期末） 残高 (千円)	556,949	478,939	572,992	515,594

従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	13(11)	16(7)	14(13)	15(9)
----------------------	--------	-------	--------	-------

- (注) 1.当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2.当社は第23期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第22期の中間財務諸表については記載しておりません。
- 3.持分法を適用した場合の投資利益について、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 4.潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5.株価収益率については、第22期及び第23期中間会計期間において当社株式が非上場であったため記載しておりません。
- 6.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
7. 2024年4月24日付けで普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。また、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第22期は7.20円となります。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）
16(7)

(注) 1.当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善により経済活動が活発化する一方で、原材料価格の高騰や物価の上昇、不安定な為替相場など依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社の事業を取り巻く環境は、ECでの購買はコロナ特需が落ち着き実店舗回帰もありましたが利便性の高さから定着に向かい、成長は鈍化するものの堅調に拡大を続けると予測されており、ECでの購買は増加するものと見込んでおります。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2024」によれば、2023年のEC(物販)市場規模が14.1兆円であったことに対し、2024年の見込みは14.7兆円、2025年は15.3兆円と、着実に成長を続けていくことが予想されております。

このような状況下において、当社は「WITH THE BEST APPROACH」をミッションに掲げ、確実に成果の出るEC支援サービス及びD2C販売を提供しております。

EC支援サービスにおいては、既存クライアントの各売上高は堅調に成長を続け、安定した収益を確保しております。

EC支援サービスにおいては、前中間会計期間で発生した取引終了の影響により前年同期比よりも売上高は減少しておりますが、全体として安定した収益を確保しています。

D2C販売においては、既存のヨガウェア「LITHEE」の販売において、SNSを中心とした広告投資の強化を行いました計画した販売が実現できませんでした。今後は新しく開始したオフエスチェアブランド「Palmwork」の販売と合わせて、収益を確保してまいります。

これにより、EC支援サービスは売上高214百万円（前年同期比4.9%減）、D2C販売は20百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は235百万円（前年同期比3.3%減）、営業利益は0百万円（前年同期比99.3%減）、経常利益は3百万円（前年同期比87.1%減）、中間純利益は1百万円（前年同期比90.6%減）となりました。

なお、当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、478百万円（前事業年度末比36百万円減）となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は10百万円（前年同期は12百万円の支出）となりました。これは主として、ショップ預り金の減少14百万円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は13百万円（前年同期は0百万円の収入）となりました。これは主として、事業譲受に伴う支出11百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は15百万円（前年同期は5百万円の支出）となりました。これは主とし

て、長期借入金の返済による支出9百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社はECサービス事業の単一セグメントのため、サービス別に記載しております。

サービス区分	金額（千円）	前年同期比(%)
EC支援サービス	214,935	95.1
D2C販売	20,243	118.4
合計	235,178	96.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 自2023年10月1日 至2024年3月31日		当中間会計期間 自2024年10月1日 至2025年3月31日	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社イッセイミヤケ	58,262	24.0	51,652	22.0
株式会社 F I L M	40,589	16.7	43,796	18.6
ボードライダーズジャパン合同会社	26,013	10.7	40,147	17.1

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024年12月23日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

（1）J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨の定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

< J-Adviser契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンイン

ベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらなるときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ．法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ．産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ．私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至っ

た場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a

から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	700,000	—	25,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
アスリーグ株式会社 (注) 1、5	東京都品川区上大崎2-1-3	462,000	66.00
二木麻利 (注) 1、2	東京都品川区	54,000	7.71
二木信太郎 (注) 1、3	東京都品川区	54,000	7.71
二木信行 (注) 1、4	東京都品川区	49,900	7.13
株式会社ピーエム シー (注) 1	大阪府大阪市中央区南新町1丁 目2番4号	40,000	5.71
二木英昭 (注) 1、3	大阪府池田市	40,000	5.71
株式会社承継社 (注) 1	東京都中央区銀座7丁目11番3号 矢島ビル8F	100	0.01
計	－	700,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
2. 特別利害関係者等(代表取締役社長の配偶者)
3. 特別利害関係者等(代表取締役社長の親族)
4. 特別利害関係者等(代表取締役社長)
5. 特別利害関係者等(代表取締役社長の二親等内の血族が議決権の過半数を所有している会社)
6. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 700,000	7,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 か月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最安（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1． 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2． 2024年10月から2025年3月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2024年12月23日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,594	478,939
売掛金	50,654	50,135
商品	25,370	30,662
前渡金	692	10,616
前払費用	2,716	3,310
その他	10,585	7,413
流動資産合計	605,614	581,079
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	2,361	2,270
工具、器具及び備品（純額）	1,392	1,205
有形固定資産合計	3,754	3,475
無形固定資産		
のれん	6,000	15,633
商標権	992	935
ソフトウェア	4,115	4,761
無形固定資産合計	11,107	21,330
投資その他の資産		
投資有価証券	1,750	1,750
繰延税金資産	3,496	3,123
敷金及び保証金	13,279	13,424
投資その他の資産合計	18,526	18,298
固定資産合計	33,388	43,104
資産合計	639,002	624,184

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,492	25,718
一年内返済予定の長期借入金	19,992	19,992
未払金	345	5,815
未払費用	10,626	14,777
未払法人税等	1,326	458
預り金	1,117	1,691
ショップ預り金	285,741	271,382
賞与引当金	2,201	2,562
その他	5,933	5,100
流動負債合計	348,776	347,499
固定負債		
長期借入金	73,344	63,348
固定負債合計	73,344	63,348
負債合計	422,120	410,847
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
利益準備金	1,638	2,142
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	190,244	186,195
利益剰余金合計	191,882	188,337
株主資本合計	216,882	213,337
純資産合計	216,882	213,337
負債純資産合計	639,002	624,184

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
売上高	243,117	235,178
売上原価	115,583	116,641
売上総利益	127,534	118,537
販売費及び一般管理費	※1 105,408	※1 118,375
営業利益	22,125	161
営業外収益		
受取利息	201	1,185
為替差益	1,374	2,325
その他	3	1
営業外収益合計	1,578	3,512
営業外費用		
支払利息	-	592
雑損失	21	19
営業外費用合計	21	611
経常利益	23,683	3,062
特別損失		
固定資産除却損	-	735
特別損失合計	-	735
税引前中間純利益	23,683	2,326
法人税、住民税及び事業税	7,762	458
法人税等調整額	△62	373
法人税等合計	7,699	831
中間純利益	15,983	1,495

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	23,683	2,326
減価償却費	2,072	2,558
固定資産除却損	-	735
受取利息及び受取配当金	△201	△1,185
支払利息	-	592
為替差損益 (△は益)	△1,374	△2,325
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,454	518
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△655	△5,292
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,359	4,226
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,009	4,151
ショップ預り金の増減額 (△は減少)	△21,022	△14,358
その他	△4,229	△1,788
小計	△8,550	△9,841
利息の受取額	201	1,199
利息の支払額	-	△592
法人税等の支払額	△4,128	△1,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,477	△10,560
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	-	△2,238
事業譲受に伴う支出	-	△11,000
敷金及び保証金の差入による支出	-	△145
敷金及び保証金の返還による収入	50	-
出資金の返還による収入	50	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	100	△13,383
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	-	△9,996
配当金の支払額	△5,040	△5,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,040	△15,036
現金及び現金同等物の換算差額 (△は減少)	1,374	2,325
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,042	△36,654
現金及び現金同等物の期首残高	572,992	515,594
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 556,949	※ 478,939

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2023年10月1日 至2024年3月31日)	当中間会計期間 (自2024年10月1日 至2025年3月31日)
業務委託費	16,628	11,260
給料手当	27,365	27,059
役員報酬	10,686	13,080
賞与引当金繰入	1,834	2,562
広告宣伝費	14,738	17,836
減価償却費	2,072	2,558

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自2023年10月1日 至2024年3月31日)	当中間会計期間 (自2024年10月1日 至2025年3月31日)
現金及び預金	556,949	478,939
現金及び現金同等物	556,949	478,939

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(1) 配当金の支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 12 月 21 日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,040	144.00	2023 年 9 月 30 日	2023 年 12 月 21 日

(2) 基準日が当中間会計期間の属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(1) 配当金の支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 12 月 23 日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,040	7.20	2024 年 9 月 30 日	2024 年 12 月 24 日

(注)当社は、2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っております。「1 株当たり配当額」については当該株式分割後の実際の金額を記載しております。

(2) 基準日が当中間会計期間の属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、事業の譲受を行うことを決議し、以下のとおり事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : 株式会社pow

譲り受けた事業の内容: ホームオフィスブランド「Palmwork」の企画・販売事業

②事業譲受を行った主な理由

「D2C販売」の強化

③事業譲受日

2025年2月1日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 中間損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年2月1日～2025年3月31日

(3) 事業譲受の取得対価及び種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

10,000千円

②発生原因

主に、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,007千円

資産合計 2,007千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	セグメント
	EC サービス事業
主要な財又はサービスのライン	
EC 支援サービス	226,015
D2C 販売	17,101
顧客との契約から生じる収益	243,117
その他の収益	—
外部顧客への売上高	243,117

当中間会計期間(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	セグメント
	EC サービス事業
主要な財又はサービスのライン	
EC 支援サービス	214,935
D2C 販売	20,243
顧客との契約から生じる収益	235,178
その他の収益	—
外部顧客への売上高	235,178

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり中間純利益金額 (円)	22.83	2.14
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	15,983	1,495
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	15,983	1,495
普通株式の期中平均株式数(株)	700,000	700,000

(注) 1.潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2.2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行いました。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(事業の譲受)

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、事業の譲受を行うことを決議し、以下のとおり事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : 株式会社RERA WORKS

譲り受けた事業の内容:「N43°」の店舗運営・通信販売の酒類販売事業

②事業譲受を行った主な理由

「D2C販売」の強化

③事業譲受日

2025年4月24日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得対価及び種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 350千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	7,616千円
------	---------

資産合計	7,616千円
------	---------

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月30日

メデイエア株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 稔幸

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大賀 隆史

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているメデイエア株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メデイエア株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上